

業務用換気警報器の設置委託業務における不適切な処理について

2021年11月29日

関西電力株式会社

当社は、業務用厨房をご使用のお客さまに対して、業務用換気警報器※（以下、警報器）を設置する業務を委託している委託先（二次請負会社）において、不適切な業務処理が行われていることを確認しました。

当社は、関電ガスをご契約いただいている業務用厨房をご使用のお客さまに対して、一酸化炭素中毒防止の観点から、一酸化炭素を検知する警報器の設置を促進しており、ガス契約締結後、お客さまのご希望に応じて無償貸与のうえ設置しています。今回、二次請負会社が、実際には警報器の設置を行っていないにもかかわらず、作業実績を偽造し元請会社に設置を行ったと虚偽の報告を行い、一部のお客さまについて、警報器が未設置となっていました。

本件を受け、設置状況の確認を行い、希望されるお客さまに対して、現在、警報器の設置作業を行っているところです。

なお、現時点で一酸化炭素中毒等の事故の発生は確認していません。

関係者の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

当社は、改めて、業務委託先への指導・監督を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

<不適切な処理があった件数>

4, 931件

※大阪府、兵庫県の一部の地域のお客さま

・連絡が取れたお客さま 3, 395件

（うち、警報器の設置がなく、設置をご希望されたお客さま 356件）

・連絡が取れていないお客さま 1, 536件

※酸素の供給が不十分な状態で都市ガスを燃焼した場合（不完全燃焼）に発生する一酸化炭素を検知する警報器。一酸化炭素中毒防止のため、法令上の設置義務はないものの、設置が推奨されている。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

関西電力 法人ソリューションセンター

0120-914-537（通話無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝・年末年始を除く）